

京都市消費生活基本計画（第2次計画） 平成27年度重点課題に係る実施計画

重点課題1	様々な主体と連携した 消費者教育・啓発事業の推進	1
重点課題2	高齢者等の消費者被害を防止するための 取組の推進	7
重点課題3	事業者に対する指導・啓発の強化	11
重点課題4	商品等の表示基準の見直しの検討	15

京都市消費生活基本計画（第2次計画）に係る平成27年度実施計画

重 点 課 題 1	様々な主体と連携した消費者教育・啓発事業の推進
推 進 施 策 名	推進施策17 児童、生徒等への消費者教育の推進 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信
取 組 期 間	平成26年度～平成27年度
趣 旨	関係機関と連携した各種消費者教育・啓発イベントの積極的な開催及び教育現場の意見も取り入れた小中学生に対する消費者教育冊子の作成・配布等、環境、食育等の各テーマや、年齢層に応じた消費者教材の充実により本市消費者教育の推進を図る。
目 標	各種消費者教育・啓発イベントの開催及び小中学生に対する消費者教育冊子の作成
取組の基本的な方向	○消費者教育・啓発イベントの開催 ○小中学生に対する消費者教育冊子の作成

当年度の取組	
目 標	「ともに考え・学び・行動する消費生活プラン」（京都市消費者教育推進計画）に掲げる施策の着実な推進
実施予定事業 (詳細別紙)	<p><全年齢階層></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活フェスタ（旧コンシューマーフェスティバル）の開催 2 各種消費者団体との協働事業の実施 3 消費生活総合センターホームページの刷新【新規】 4 消費者教育活動拠点としての啓発・DVD等の貸出し <p><小学生期></p> <ol style="list-style-type: none"> 5 小学生向け買い物シミュレーション教材の作成【新規】 <p><主として高校生期～成人期（大学生・専門学校生）></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 若者向け消費者教育冊子の作成【新規】 <p><成人期（一般・高齢者）></p> <ol style="list-style-type: none"> 7 落語を取り入れた消費生活イベントの開催

1 消費生活フェスタの開催

平成26年度(コンシューマーフェスティバル2014)に引き続き、消費者団体、本市関係部局、その他関係機関・団体との協働による参加型の消費者啓発イベントを11月に開催します。



環境政策局、保健福祉局のイベントと同日・同会場で連携して実施することにより、集客増などの相乗効果を図ります。
幅広い年齢階層に关心を持っていただけるような内容を企画します。

重点課題1

2 各種消費者団体との協働事業の実施

消費者団体からの連携要請等に基づき、本市と消費者団体が協働で行う事業に対して、必要に応じ費用負担等の支援を行うとともに、団体との協働により事業を実施します。

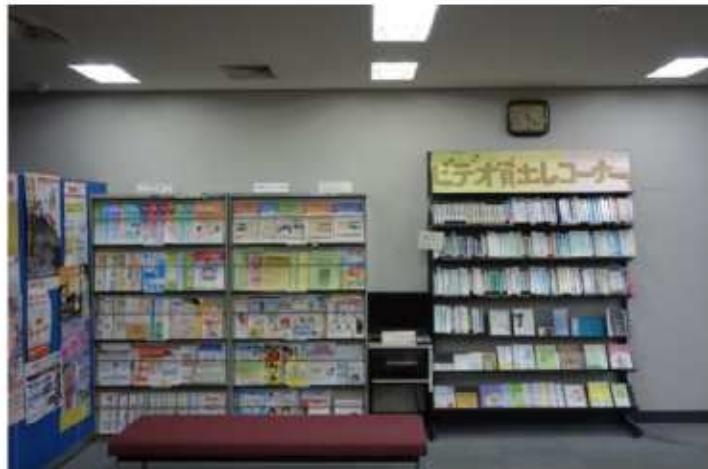
3 消費生活総合センターホームページの刷新【新規】

京都市公式ホームページ「京都市情報館」の消費生活総合センターのサイトを刷新し、消費生活に関する様々な情報をより分かりやすく親しみやすい内容で発信します。

4 消費者教育活動拠点としての啓発図書・DVD等の貸出し

消費生活総合センターの貸出し図書やDVDなどの更新、充実を図り、消費者教育を実施する拠点として市民や、各地域団体、教育現場等に活用してもらえるよう機能を整備します。

【貸出し図書及び視聴覚教材】



消費生活総合センターでは、消費生活関連図書及び視聴覚教材を市民の皆様に無償で貸し出しています(平成26年度末時点で図書1,120冊、視聴覚教材208本)。

○平成26年度の貸出実績

・図書72冊(平成24年度120冊)　・視聴覚教材34本(平成24年度 44本)

※平成26年度は新たに図書27冊、DVD16本を購入しました。

重点課題2

5 小学生向け買い物シミュレーション教材の作成【新規】

平成26年度に作成した小学生向け消費者教育教材「考え方！ 買い物と暮らし」にも対応する、買い物シミュレーションを行う際の商品サンプルを作成します。

6 若者向け消費者教育冊子の作成【新規】

消費者としての権利や社会的責任を自覚・理解し、主体的な判断力やトラブルに遭わない、さらに自らも加害者にならない知識を身に付けることに役立つ冊子を作成します。

7 落語を取り入れた消費生活イベントの開催

地域から孤立しがちで情報弱者となりやすい高齢者やその家族、近隣者等に対し、悪質商法などの消費者トラブルについて、話題として分かりやすく伝えることにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、消費者問題への関心を高め、広げていただくことを目的として、落語を取り入れた消費者啓発事業を実施します。



平成26年度の講座のようす。
27年度も皆さんに「来てよかったです！」と思っていただけるよう
工夫します。

京都市消費生活基本計画（第2次計画）に係る平成27年度実施計画

重 点 課 題 2	高齢者等の消費者被害を防止するための取組の推進
推 進 施 策 名	推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
取 組 期 間	平成26年度～平成27年度
趣 旨	高齢者等への消費者被害情報等の迅速な伝達・発信
目 標	当センターで行っている出前講座をはじめ、福祉関係機関等と連携して行っている取組を強化する。
取組の基本的な方向	○情報を必要としている人に確実に届けるための情報発信の拡大 ○庁内関係課の連携強化 ○市民ボランティアの育成及び登録の促進

当年度の取組	
目 標	高齢者等の消費者被害未然防止のための相談体制及び啓発の強化
実施予定事業 (詳細別紙)	<p>1 消費生活相談体制の強化（相談員の増員）【新規】</p> <p>2 出前講座の積極的な利用の促進</p> <p>3 落語を取り入れた消費生活イベントの開催（再掲）</p> <p>4 地域包括支援センター等と連携した相談窓口周知のための啓発物品・パンフレット等の積極的な活用</p> <p>5 「くらしのみはりたい」事業</p> <p>6 消費生活行政推進会議における庁内関係課との連携の強化</p> <p>7 警察等の関係機関との連携の強化</p>

重点課題2

1 消費生活相談体制の強化(相談員の増員)【新規】

消費生活専門相談員を1名増員(11名→12名)し、複雑化・困難化する消費生活相談及び出前講座等の啓発事業に対応するよう体制の強化を図ります。

2 出前講座の積極的な利用の促進

悪質商法の手口と対策を本市消費生活専門相談員が分かりやすくお話しする出前講座を、高齢者の見守りを行っている関係者等にあらゆる機会を捉えてPRし、積極的な利用を促すことにより、高齢者被害未然防止に努めます。

◦ <過去の実施回数及び受講者数>

平成26年度 67件(2,173名)

平成25年度 65件(2,744名)

3 落語を取り入れた消費生活イベントの開催(再掲)

地域から孤立しがちで情報弱者となりやすい高齢者やその家族、近隣者等に対し、悪質商法などの消費者トラブルについて、話題として分かりやすく伝えることにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、消費者問題への関心を高め、広げていただくことを目的として、落語を取り入れた消費者啓発事業を実施します。

4 地域包括支援センター等と連携した相談窓口周知のための 啓発物品・啓発パンフレット等の積極的な活用

消費生活総合センターで作成する啓発物品等について、関係機関や直接高齢者と接する方の意見も参考にしながら、啓発効果等のより高いと思われるものを配布し、当センターへの結び付け及び消費者被害の未然防止につなげます。

5 「くらしのみはりたい」事業

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による高齢者の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集します。

京都市 くらしのみはりたい



悪質商法でお困りのときは！
ご相談ください！

消費生活総合センター 消費生活相談
電話：256-0800

○くらしのみはりたい

「くらしのみはりたい」ステッカーを配布し、電子メールアドレス登録者には、「京・くらしの安心安全情報」等の最新の消費生活情報の提供を行いました。

・平成26年度末登録者数：2,835名

「くらしのみはりたい」ステッカー

重点課題2

6 消費生活行政推進会議における庁内関係課との連携の強化

「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン」(京都市消費者教育推進計画)の今後一層の推進を図るため、計画に掲げる事業を所管する庁内の主な関係課を同会議の構成員に加えて、更なる庁内の連携体制の強化を図ります。

7 警察等の関係機関との連携の強化

昨年度に引き続き、今年度も積極的な取組を行っていきます。

- 昨年12月及び3月：京都府警察の協力もいただき、イベントを実施。
- 昨年3月：名簿販売業者から押収した名簿を活用した高齢者への注意喚起を、京都府警察・京都府・京都市で連携して実施。
- 一昨年11月には、「健康食品等送りつけ商法110番」による電話集中相談を実施。

京都市消費生活基本計画（第2次計画）に係る平成27年度実施計画

重 点 課 題 3	事業者に対する指導・啓発の強化
推 進 施 策 名	推進施策11 事業者に対する指導等の強化 推進施策12 適正な取引行為の徹底
取 組 期 間	平成27年度
趣 旨	事業者の不適正な取引行為に対する指導を強化するとともに、適正な取引行為を徹底するよう周知する。
目 標	不適正な取引行為を行う事業者に対する指導の強化及び消費者関連法令の知識や規範が不足している事業者に対する啓発の促進
取組の基本的な方向	○不適正な取引行為に対する事業者指導 ○適正な取引行為の徹底

当年度の取組	
目 標	不適正な取引行為を行う事業者に対する指導の強化及び消費者関連法令の知識や規範が不足している事業者に対する啓発の促進
実施予定事業 (詳細別紙)	<p>1 事業者に対する指導等の強化</p> <p>(1) 不適正な取引行為に対する事業者指導</p> <p>(2) 法令上の権限を有する関係機関との連携強化</p> <p>(3) 特定事案についての110番の設置</p> <p>2 適正な取引行為の徹底</p> <p>(1) 不適正な取引行為を未然に防ぐことを目的とした事業者に対する出前講座の積極的な働き掛け</p>

重点課題3－1

(1) 不適正な取引行為に対する事業者指導

京都市消費生活条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者に対し指導等を行います。

(2) 法令上の権限を有する関係機関との連携強化

- 悪質な勧誘や誇大広告等、法令違反の疑いのある案件については、京都府、京都府警察、京都弁護士会その他の関係機関との連携の下、早期対応による被害の拡大防止を図ります。
- 法令違反の取引行為を行う事業者に対して、法令上の措置が迅速に適用されるよう関係法令上の権限を有する関係機関との連携を密にします。特に刑事処分の可能性がある案件については、警察との連携により積極的な対応を行います。
- 2箇月ごとに、京都府警、京都府、京都市による「京都府・京都市情報交換会」を開催し、情報共有を図ります。

重点課題3－1

(3)特定事案についての110番の設置

相談が急増し、重大な被害拡大の恐れがある事案が発生した場合、特定事案についての110番を設置し、消費者被害の掘り起こし及び被害拡大防止のため注意喚起を図るとともに、事業者への警告を行います。

(平成26年度実績なし。平成25年度は、「健康食品等送りつけ商法110番」を実施。)

重点課題3－2

(1)不適正な取引行為を防ぐことを目的とした事業者に対する出前講座の積極的な働き掛け

本市で営業を行う小規模事業者等を対象に弁護士による出前講座を実施します。平成27年度はより積極的な受講の働き掛けを行います。

京都市消費生活基本計画（第2次計画）に係る平成27年度実施計画

重 点 課 題 4	商品等の表示基準の見直しの検討
推 進 施 策 名	推進施策4 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進
取 組 期 間	平成25年度～平成27年度
趣 旨	食品表示法の施行に向けて、消費者が商品等を適切に選択できるよう、商品の表示等に関する検討を行い、必要に応じて、消費生活条例に基づく基準の見直しを行う。
目 標	食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討
取組の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活審議会における調査及び審議 ○食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討

当年度の取組	
目 標	京都市消費生活条例の規定に基づく単位価格表示基準の見直し
実施予定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位価格表示基準 本年6月から施行された京都府の単位価格表示基準の内容も参考にし、本市においても、消費生活審議会（表示・包装適正化部会）に諮問をしたうえで基準の見直しを行う。 ○ 商品等表示基準 地域特性等も踏まえながら、基準の内容を検討していく。

京都市消費生活条例の規定に基づく単位価格表示基準の見直し

- 昨年度、京都府における同基準の見直しがなされ、平成27年6月から新基準の適用がなされています。
- 本市においても、京都府の見直しの内容も踏まえ、消費生活審議会（表示・包装適正化部会）において現状に則した見直しを行います。

(参考)

単位価格表示とは

商品の一定計量単位（質量・体積・長さ等）当たりの販売価格を単位価格といい、これを表示することを単位価格表示という。

（例）100グラム当たり〇〇円

100ミリリットル当たり〇〇円 など。